

社会福祉法人くるみの里福社会

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くるみの里福社会の理事、監事、評議員への報酬等について定めるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第2条 理事、監事、評議員が理事会及び評議員会への出席報酬は支給しない。

(改 正)

第3条 本規則の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。